

核物質防護に関する不適合情報

2024年11月25日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関する情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてください。

https://www.tepco.co.jp/niiigata_hq/data/pp/pdf/policy.pdf

1. 公表区分Ⅰ 0件

2. 公表区分Ⅱ 1件

NO.	不適合事象	発見日	備考
1	<p>〈事象概要〉</p> <ul style="list-style-type: none">・2024年9月11日～13日に行われた実施計画検査(核物質防護検査)において、特定核燃料物質の防護のために必要な情報システム(以下「当該システム」)について、当社がセキュリティ計画で規定している健全性確認やアクセス状況の管理が実施されていないことが確認された。・上記により、当該システムへの不正接続等に迅速かつ確実に対応できないおそれがある状況であった。・なお、健全性確認やアクセス状況の管理を実施するための対策は既に適用済みであり、当該システムへの不正接続等も確認されていない。 <p>〈原因〉</p> <ul style="list-style-type: none">・当該システムに係る機器および当該システムに接続する保守用端末等の設備を管理する者および設備を運用する者は、保守用端末が協力企業の管理下にあることから、保守用端末への不正接続等に対する防護措置が必要であるとの認識が不十分であった。・設備を運用する者は、セキュリティ計画の規定が保守用端末を扱う作業員に適用される、との認識が不十分であった。・サイバーセキュリティを担当する者は、セキュリティ計画で規定されている防護措置を講じているかどうかの確認が不十分であった。 <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none">・設備を管理する者は、保守用端末の保管場所を変更し、作業指示書に必要事項が記載されていることを確認した上で、設備を運用する者に保守用端末を引き渡す。・設備を運用する者は、保守用端末を扱う作業員に保守用端末を引き渡す際、事前に健全性確認を実施し結果に異常がないことを確認したうえで、作業員の本人確認を行い引き渡す。また、当該システムに係る機器及び保守用端末への監視体制を、立ち会いにより確認するとともに、不正接続等が行われていないことを確認、記録する。・サイバーセキュリティを担当する者は、セキュリティ計画で規定されている防護措置を確実に講じるよう、設備を管理する者および設備を運用する者に教育する。	2024/9/11	【2024年11月27公表済】 URL: https://www.tepco.co.jp/press/release/2024/pdf4/241127j0201.pdf

3. 公表区分Ⅲ 0件

4. 公表区分その他 1件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	侵入検知器が、正常に動作しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を調整し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の検知機能は、代替措置にて維持した。	2024/11/3	